

産官学連携契約における「知的貢献費」制度の導入について

文部科学省及び経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日 イノベーション促進産学官対話会議）」が示され、共同研究の実施におけるコスト計算の見直しを行うとともに、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されております。

これに伴い、本学では従来のコスト積み上げ方式の契約では計上することのできない、**本学の研究者が保有する「学術的知見」に対する価値**を、適切に評価いただくことを目的として、**2022年4月1日以降開始**の産官学連携契約（※1）に**「知的貢献費」**（※2）をオプションとして設定することといたします。

（※1）産官学連携契約とは、共同研究契約、受託研究契約、学術指導契約を指します。

（※2）知的貢献費は、当該研究を実施する研究者の更なる研究の発展のための費用として、幅広く活用させていただきます。

【2022年4月1日以降開始の産官学連携契約における研究費】

直接経費	研究遂行に必要な旅費、消耗品費、人件費、設備購入費、謝金等
【新設】 知的貢献費	研究に従事する研究者が提供する「学術的知見」への対価 （金額は当該研究への貢献度に基づき、企業等と別途協議の上、決定）
間接経費 （直接経費+知的貢献費）×20%以上	「一般管理費」および「産学連携推進のための経費」として、研究施設・設備管理費等運営上必要となる経費や知的財産管理、広報活動等同志社大学の産官学連携の推進を図るための経費に充当

契約をご検討の皆様には、
ご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。



同志社大学
Doshisha University